

ビジットやまぐち推進事業（OTAと連携した訪日個人旅行者誘客促進）業務委託仕様書

1 業務の名称

ビジットやまぐち推進事業（OTA と連携した訪日個人旅行者誘客促進）業務

2 業務の期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 業務の目的

コロナ禍後、多くのインバウンド旅行者が日本各地を訪れる中、訪日客の嗜好に変化が表れており、従来の大都市圏中心からリピーター層を中心に地方に対する関心が高まりつつある。

また、訪日旅行の形態が団体旅行から個人旅行へ大きくシフトし、多くの個人旅行者がOTA（オンライン旅行会社）を活用し、交通手段やホテル、観光施設チケットなどを組み合わせて予約手配している現状を踏まえ、本事業においてはOTAと連携した、宿泊予約に直結する情報発信及びデジタルプロモーションを実施することで、本県への宿泊誘客を強化する。

特に、訪日外国人延べ宿泊者数20万人の達成に向けて、関西圏及び広島県・福岡県に流入する訪日個人旅行者を本県に誘客することを目指す。

4 業務の概要

（1）OTAにおける本県専用LP（ランディングページ）制作・掲載

ア 対象市場及びOTAの選定

本県の重点市場として位置付けている韓国、台湾、香港、中国、ASEANから対象市場を選定するとともに、訪日外国人旅行者の利用実績が高く、対象市場に対して訴求力を有するOTAを選定し、提案書において、選定理由、対象市場での利用状況、県内宿泊施設の掲載数等を明示すること。

イ 本県専用LPの制作

(i) 選定したOTAサイト内に、本県専用LPを制作すること。

(ii) LPは、対象市場の言語に対応するとともに、スマートフォンでの閲覧を前提とした構成とすること。

(iii) 掲載内容には、少なくとも以下の事項を含めること。

- ・本県の観光の魅力（自然、歴史・文化、食、体験等）
- ・宿泊施設紹介および予約導線の設置
- ・宿泊日数の延伸を意識した滞在モデル・モデルルートの提示
- ・宿泊予約を後押しするインセンティブ施策の紹介

(iv) 制作にあたっては、視覚的に訴求力のあるデザインとし、実際の宿泊予約につながる導線設計を行うこと。

(v) 作成する特集ページは関西圏及び広島県・福岡県からの誘客を意識した内容とすること。

（2）LPへの誘導及び商品販売に係るプロモーション等

ア 上記（1）で作成したLPの露出拡大を図るため、OTAサイト内にバナーを設置するなど、適切な流入導線を確保するとともに、当該ページ内の商品販売を促すため、WEB・SNS・メルマガ等による広告など各種プロモーションを実施すること。

イ 本県の宿泊施設の予約・購入を促進するため、OTAサイト利用者のインセンティブとなるキャンペーンを実施すること。

(3) LP内での「楽しい山口パス」「JAPAN RAIL PASS」の紹介

- ア LP内に「楽しい山口パス」「JAPAN RAIL PASS」を紹介するコンテンツを設けること。
- イ 訪日個人旅行者にとって分かりやすい表現により、以下の点を訴求すること。
 - ・パスの概要および利用メリット
 - ・観光・体験施設を周遊できる利便性
 - ・宿泊と組み合わせた県内周遊モデルの提示

5 業務に係る留意点

- (1) 本業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。
- (2) 本業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (4) 本業務により得られた成果は全て県に帰属するものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (7) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (8) 本業務の実施に当たり知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。
- (9) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (10) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。

6 委託限度額

5,400,000円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

7 成果物の提出

- (1) 成果物 実施報告書データ（A4版）
- (2) 提出場所 山口県観光スポーツ文化部インバウンド推進室
- (3) 提出期限 令和9年2月26日（金）
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること
 - ①事業の実施状況等をわかりやすく正確に記載すること。
 - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。
 - ③効果検証は、発展性をもって実施し、今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。